長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成26年2月4日

架空の支払い請求に注意!!

<相談内容>

今日パソコンの受信メールをみると、2日間で身に覚えのない大量のメー ルが来ていた。メールは「サイト料金が未払いのため、3日以内に355万 円の債務回収をする」というものと「財産差し押さえが執行される」という 内容であった。債権回収会社や弁護団などとなっているが、サイト料金を未 払いした覚えはない。

消費生活センターからのアドバイス

- 同様の事例が全国で発生しています。身に覚えのない架空請求は注意しましょう。
- 通常、差し押さえ通知などの連絡は裁判所がするもので、メールで通知すること はありません。債権回収行の営業許可を受けた株式会社一覧は法務省の HP で確認 することができます。不安に思っても絶対に返信せず、近くの消費生活センターに 相談しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、 または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を 長崎県消費生活センター 095-824-0999 [相談受付時間]平日(月曜日~金曜日)...午前9時~午後5時 (12時~13時を除く)

相談 : 市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター

(095 - 829 - 1234)

佐世保市消費生活センター

(0956 - 22 - 2591)

諫早市消費生活センター

(0957 - 22 - 3113)

大村市消費生活センター

(0957 - 52 - 9999)

松浦市消費生活センター

(0956 - 72 - 1111)

五島市消費生活センター

(0959 - 72 - 6144)

西海市消費生活センター

(0959 - 37 - 0028)

雲仙市消費生活センター

(0957 - 38 - 7830)

島原市消費生活センター

(0957 - 62 - 9100)

南島原市消費生活センター (0957 82 - 3010)

他各市町相談窓口